

鹿苑の特別柵における鹿の管理状況に関する調査結果報告

【調査の目的】

- ・ 本県が(一財)奈良の鹿愛護会（以下、愛護会）に対して行った、都市公園法第5条第1項に基づく公園施設の管理許可の条件に抵触するか否かの判断材料とするための調査を行う。

【調査チーム】

- ・ 事務職1名（消費・生活安全課）、獣医師3名（消費・生活安全課2名、畜産課1名）で編成。

【調査の経緯】

- ・ 令和5年8月22日 知事に対する公益通報書 受付
- ・ 9月12日 通報者に公益通報の不受理通知
- ・ 9月21日 調査チーム設置
- ・ 9月27日 調査チームによる現地調査
- ・ 9月28日 調査チームによる愛護会の職員への聞き取り調査

【調査の方法】

- ・ 国際獣疫事務局（WOAH：我が国も加盟する世界の動物衛生の向上を目的とする国際機関）で動物福祉の理念として提唱され、国際水準とされる下記の「動物の5つの自由」を指標として評価する。

① 飢え、渇きからの自由

- （例）・ 健康維持のため、栄養ある食餌が与えられている。
- ・ 衛生的な水をいつでも飲める状況になっている。

② 不快からの自由

- （例）・ 身体の向きを自由に変えることができ、自然に立つことができ、ゆとりをもって横たわることができる。
- ・ 炎天下の日差し、雨風を防ぐことができる。
- ・ 狭い空間や苦痛（肉体的・精神的）のある飼育環境にいない。
- ・ 清潔かつ静かで、快適に休息でき、身を隠すことができる。

③ 痛み、負傷、病気からの自由

- （例）・ 怪我をするような危険物のある環境にいない。
- ・ 病気にならないよう普段から健康管理をしている。
- ・ 痛み、外傷、疾病の兆候があれば、十分な獣医療が施される。

④ 本来行動がとれる自由

- （例）・ 動物種の本来の生態や習性に従った自然な行動が行える。
- ・ 野生に見る単位（群れ・単独）で生活できる。

⑤ 恐怖・抑圧からの自由

(例)・精神的苦痛、過度なストレスとなる恐怖や不安を与えない。

- ・痛みや恐怖、苦痛を感じることを理解し、兆候があれば原因を特定、軽減に努める。

【全体所見】

- ・「動物の5つの自由」の全ての指標に抵触しており、鹿苑の特別柵内における鹿の収容環境は不適切である。
- ・特別柵内の鹿は総じて削瘦(※)傾向にある、特に雄鹿の削瘦、及び死亡頭数の割合が高い。 ※削瘦：痩せて著しく体幹が細くなった状態。
- ・愛護会の飼育を担当している職員だけでなく、愛護会全体として適切な給餌・給水、餌の質、野生の鹿の習性等に関する知識不足がみられたが、今後、専門家等からのアドバイスを受けることにより、知識の習得は可能。
- ・現在は、特別柵内の収容頭数が適正に飼育できる頭数を超過している状況であり、現在の対応方法には限界があるものと思料する。

【愛護会の獣医師の指摘と調査チームの評価】

愛護会の獣医師の指摘	調査チームの評価
<ul style="list-style-type: none">・特別柵の雄鹿に対し生命維持に必要最低限の餌を与えていない。・特別柵の雄の餌の量・質ともに改善する必要がある。	<ul style="list-style-type: none">・給餌量は「カサ」的に不足しているとは一概には言えない。乾物計算上は、頭数に対する生命維持に要する最低限の量は与えていたが、乾燥牧草を食べ残す傾向が強かった。・茎部分が多い(栄養価の低い)乾燥牧草の給餌が主体で、栄養価の高い(タンパク質含量の多い)牧草や配合飼料がほぼ与えられておらず、タンパク質、ビタミン、ミネラル等が総じて不足している。・一斉に、一カ所で給餌するため、優位な個体が優先的に占有し、食べられない、又は食べられても残りカス(栄養価、又は嗜好性が高い飼料は残っていない状態)しかありつけない個体が多い(雄群に顕著)。 <p>量よりも飼料の「質」や「与え方」に大きな問題がある。</p>

愛護会の獣医師の指摘	調査チームの評価
<ul style="list-style-type: none"> ・特別柵の雄鹿の7割以上を飢餓状態に陥らせて、毎月数頭の雄を死に至らしめている。 ・特別柵の雄鹿は、非常に痩せている個体の割合が高く、骨盤と肋骨が皮膚の上からくっきりわかるほど痩せている個体、椎骨（背骨）の周りに通常はあるはずの筋肉や脂肪が見られない個体がいる。 ・奈良公園内の鹿とは明白に違い、角の形がいびつで毛艶も悪い痩せた雄鹿が多い。これは角や毛を作るのに十分な栄養が足りていないため。 	<ul style="list-style-type: none"> ・体形は、総じて削瘦傾向（肋骨、腰椎、骨盤を視認可能な個体が概ね全体の2割程度）にある。 ・被毛は、全体的に被毛粗剛(※)、脱毛症状、換毛不全がみられ、栄養不良に起因するものと推察される。 <ul style="list-style-type: none"> ※被毛粗剛：被毛に色つやがなく毛並みが荒れている状態。 ・角の形がいびつ、形成不全の雄個体もみられ、栄養不良に起因するものと推察される。
<ul style="list-style-type: none"> ・特別柵の雄鹿の令和4年4月1日時点の収容頭数163頭、令和5年3月31日時点の収容頭数132頭、年間死亡頭数52頭（特別柵への新たな収容、特別柵からの移動又は解放の頭数は不明）。 ・特別柵の雌鹿の令和4年4月1日時点の収容頭数143頭、令和5年3月31日時点の収容頭数134頭、年間死亡頭数23頭（特別柵への新たな収容、特別柵からの移動又は解放の頭数は不明）。 ・令和4年度の特別柵内で死亡した雄鹿の死亡時の平均体重は40.1kg、平均推定年齢は5.5歳。雄鹿の体重は通常60～70kg、15歳くらいまで生存することからすると、体重低下が著しく、短命である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・愛護会の職員からの聞き取りでは、令和4年度では、特別柵内の雄鹿の収容頭数181頭（特別柵から移動又は解放した40頭を除く）のうち46頭が死亡、特別柵内の雌鹿の収容頭数153頭（特別柵から移動又は解放した14頭を除く）のうち19頭が死亡（ともに事故死等を含む）しており、特に雄鹿の死亡頭数の割合が高い傾向にある。 ・愛護会の職員からの聞き取りでは、令和4年度では、特別柵内で死亡した雄鹿の死亡時の平均体重は40.5kg、平均推定年齢は5.5歳であり、愛護会の獣医師の指摘と同程度である。

【現地調査の結果】

「動物の5つの自由」の全ての指標に抵触しており、鹿苑の特別柵内における鹿の収容環境は不適切である。

① 飢え、渇きからの自由

- ・栄養不良（失調）による飢餓個体あり（目視で2割程度）。
- ・飲水の不衛生
水飲み場内に鹿が侵入する（鹿の生態的行動）のため、立入時は糞や泥で汚れていた。
- ・不適切な給餌（水）方法

○飼料について

- 量：給餌量は「カサ」的に不足しているとは一概には言えない。乾物計算上は、頭数に対する生命維持に要する最低限の量は与えていたが、乾燥牧草を食べ残す傾向が強かった。
- 量より、飼料の「質」や「与え方」に大きな問題がある。
- 質：茎部分が多い（栄養価の低い）乾燥牧草の給餌が主体で、栄養価の高い（タンパク質含量の多い）牧草や配合飼料がほぼ与えられておらず、タンパク質、ビタミン、ミネラル等が総じて不足している。
- 与え方：一斉に、一カ所で給餌するため、優位な個体が優先的に占有し、食べられない、又は食べられても残りカス（栄養価、又は嗜好性が高い飼料は残っていない状態）しかありつけない個体が多い（雄群に顕著）。

○給水について

- 頭数に対し給水場が極端に少ない（概ね2カ所／柵）。
- 優位な個体が水場を独占するため、寄りつけない個体が多く、衛生的な水をいつでも飲める状態にない。
- ・生体所見
 - 体形：総じて削瘦傾向（肋骨、腰椎、骨盤を視認可能な個体が概ね全体の2割程度）にある。
 - 被毛：全体的に被毛粗剛（被毛に色つやがなく、毛並みが荒れている状態）、脱毛症状、換毛不全がみられ、栄養不良に起因するものと推察される。
 - その他：角の形がいびつ、形成不全の雄個体もみられ、栄養不良に起因するものと推察される。

② 不快からの自由

- ・不衛生な環境（排泄物の放置・堆積）
給餌前に餌場周辺のコンクリート上を清掃するに留まる。土壌上の糞は清掃が行き届かず、給餌の際には土壌上にまかれた餌が糞と混じっている状態。
- ・暑熱回避場所の争奪に伴う闘争
総頭数に対する日陰が極狭、休息場所や雨天時の雨よけ場所が不足。
特別柵内は、小学校校庭ほどの広さはあるものの、日陰や休憩場所を求め、屋根のある狭い餌場に集中していた。
暑熱回避場所の争奪に伴う闘争が生じていた（雄群）。

③ 痛み、負傷、病気からの自由

- ・ 獣医療（予防・治療）提供の機会が十分ではない。
- ・ 飼養環境に起因する病的所見（削瘦、外傷等）がみられた。
- ・ 衰弱、若しくは瀕死個体への獣医療的処置に限界あり。

④ 本来行動がとれる自由

- ・ 生涯拘束（自然な行動発現を阻害）
- ・ 際限のない収容による過密
- ・ 野生動物の収容（本来の行動や習性を阻害）
- ・ 不健康な生活環境（雄群に顕著）
除角なし、未去勢、年齢・体格差を考慮せず同一空間内に収容。
休息場所の不足により、適切な反芻行動ができない。

⑤ 恐怖・抑圧からの自由

- ・ 生得的行動（いじめ：群内序列形成に伴う闘争）を考慮しない群管理。
- ・ 弱小個体の逃避場所の欠如。
- ・ 怯えや不安行動、攻撃性を示す個体あり（雄群に顕著）。

【現地調査時の聞き取り内容】

- ・ 特別柵の雄鹿の令和4年4月1日時点の収容頭数163頭、令和5年3月31日時点の収容頭数132頭、年間死亡頭数52頭（特別柵への新たな収容、特別柵からの移動又は解放の頭数は不明）。
- ・ 特別柵の雌鹿の令和4年4月1日時点の収容頭数143頭、令和5年3月31日時点の収容頭数134頭、年間死亡頭数23頭（特別柵への新たな収容、特別柵からの移動又は解放の頭数は不明）。
- ・ 令和4年度の特別柵内で死亡した雄鹿の死亡時の平均体重は40.1kg、平均推定年齢は5.5歳。雄鹿の体重は通常60～70kg、15歳くらいまで生存することからすると、体重低下が著しく、短命である。

【愛護会の職員への聞き取り内容】

- ・ 鹿害訴訟の和解条項により、農業被害による鹿の収容業務が加わったが、再度、農業被害を及ぼす恐れがあることから放すことができず、収容頭数が増えており、当会の許容能力を超過している。
- ・ 令和4年度では、特別柵内の雄鹿の収容頭数181頭（特別柵から移動又は解放した40頭を除く）のうち46頭が死亡、特別柵内の雌鹿の収容頭数153頭（特別柵から移動又は解放した14頭を除く）のうち19頭が死亡（ともに事故死等を含む）。
- ・ 令和4年度では、特別柵内で死亡した雄鹿の死亡時の平均体重は40.5kg、平均推定

年齢は5.5歳であり、野山に棲息する鹿と大きな違いはない。

- 人件費を節減し飼料費を増額、また飼料不足分は、無償提供いただけるよう協賛者等への周知に努めており、相当量の支援をいただいている。
- 鹿の健康状態として、痩せている認識はあるが、元々、馴化した鹿ではなく、野生に近い鹿であり、原因は餌だけの問題ではなく、環境に馴染めないことによるストレス等、環境的要素の方が大きいと認識している。収容頭数を減少させれば、状況の改善が期待できる。
- 当会の管理に不十分な面があることは認識している。ただ、当会の金銭的、人的な事情もあり、限界がある。